

介護 みんなで支える介護保険 No149

問 保健福祉課 介護福祉係
☎476-1111(145)

◆平成 27 年度から介護保険制度が改正されました

広報おおさき 4月号で介護保険制度改正のポイントについてお知らせいたしました。今月号から改正のポイントについて詳細に紹介して行こうと考えております。今回は、まず、特別養護老人ホームの入所基準の変更点についてです。

特別養護老人ホームは、これまでは要介護1以上の方で、ご自宅での生活が難しい方を優先的に入所していただくこととしていましたが、平成27年4月から介護保険法が改正されたことに伴い、原則として、要介護3以上の方のみが入所できることとなりました。

なお、要介護1や要介護2の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できる場合もございますので、各施設の担当にご相談ください。

【特別養護老人ホームの入所基準についての Q & A】

Q. 特別養護老人ホームはどんなところですか。	A. 特別養護老人ホームは、特に重度の要介護状態である高齢の方に対する介護サービスを提供する施設で、主に社会福祉法人により運営されています。
Q. どうして要介護3以上の方に入所が限定されるのですか。	A. 現在、特別養護老人ホームの入所を希望しているにもかかわらず、在宅生活を続ける重度の要介護状態の方が多数いらっしゃり、そのような方々が、これまで以上に優先的に特別養護老人ホームに入所することができるよう、原則として要介護3以上の方だけが入所できるよう見直すこととなりました。
Q. 要介護1や2で、入所が認められるのはどのような場合ですか。	A. 要介護1や2の方が特例的に入所できるのは、以下のような考慮事項を勘案して特別養護老人ホーム以外での生活が困難な事情がある場合です。 ①認知症、知的障害や精神障害などを伴い、日常生活に支障を来すような症状などが頻繁に見られること。 ②深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。 ③単身世帯または同居家族が高齢または病弱であるなどにより家族等による支援が期待できず、地域での介護サービスなどの供給が不十分であること。
Q. 要介護1や2で、入所するための手続きは。	A. 特別養護老人ホームに入所申込みをする際に、日常生活が困難である事情について、申込書等に記載していただく必要があります。 その申込みを受けて、特例入所の対象として認められるか、重度の要介護状態で入所を待っている方と比較して優先的に入所することが適正か、検討して行くこととなります。

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	4,935人	平成27年2月末日 現在	
要介護（支援）認定者	980人		
給付実績	在宅介護サービス費	38,056,296円	平成27年1月の 給付実績
	施設介護サービス費	60,344,127円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	33,277,995円	
	介護サービス費 合計	131,678,418円	